

現状車両に関する検査方法変更のご案内

拝啓 向寒の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではありますが、弊社現状車に関する検査方法変更を平成 22 年 12 月 1 日より、下記のとおり変更させていただきます。

今後、オークションがよりスムーズに開催出来る様、弊社と致しましても更に検査手法を向上し、会員様への信頼と利便性を追求して参る所存ですので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご理解・ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

I 【現状車両に対する検査方法変更】

出品店による「現状」申告がある車両に対して適用をいたします。

[検査方法について]

- (1) 出品店が「出品票」に「現状」と申告した出品車両に対し、検査を行います。
- (2) 安全性を考慮し、エンジン始動による各装置の動作チェックは原則として行いません。
- (3) 静止状態での目視による内外装に対する簡易的なチェック（傷・凹み等の記載）による検査とします。

※ 簡易チェックを行う車両

アライ AA 規約に定める車両区分での【小型】に分類される車両を対象とします。

※ 簡易チェックを行わない車両

アライ AA 規約に定める車両区分での【中 I・中 II・大型・特大】に分類される車両を対象とし、出品店が「現状」と出品票に記載した事項のチェックおよび事故現状車両であれば損傷箇所の斜線による表記とします。

車両区分については下記口を参照ください

- (4) 事故現状車両においては現状となる損傷箇所を斜線にて表記をします。
- (5) 出品票の検査員報告欄に検査員は車両の現状要因および下見を要する旨を記載します。
（〔〜〜〜現状・下見要す〕と記載をいたします）
- (6) 出品車両に付与する評価点は「0 点」評価となります。

注) 通常出品された車両の場合においても、検査段階にて現状車両となる要因が発覚した時点より、出品店の「現状」申告がなくても、上記に記載した検査方式に切り替えて車両検査を行います。

アライ AA が規約に定める車両区分

[小型] ⇒ 軽自動車・普通自動車・商用車・バン

[中 I] ⇒ 積載量 1.5 t 以上 4 t 未満のトラック・バン、1 ナンバー車（4 t ベース車除く）

- [中Ⅱ] ⇒ 積載量 4 t 以上 5 t 未満 (車両総重量 8 t 未満・4 t ベース車含む)
速度表示灯の装置がない車両、バス (乗車定員 11 人以上 30 人未満)
- [大型] ⇒ 積載量 5 t 以上 (車両総重量 8 t 以上)、速度表示灯の装置が付いている車両、
大型バス (乗車定員 30 人以上)
- [特大] ⇒ ラフタークレーン (20 t 吊り以上のもの)、特大建機

Ⅱ 【現状車のスタンプ押印に関して】

現状車のスタンプを変更いたします。



R 料金預託済額

--	--	--	--	--	--

 円

注意事項

.....

.....

.....

F W	トビ石・キズ・ワレ	室内	コゲ・ヨゴレ・ヤブレ
--------	-----------	----	------------

◎検査員報告

.....

.....

.....

.....

